

請願第6号「安全保障関連法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願に対して総務文教委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

この請願につきましては昨年の6月議会において提出されました「平和安全法整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書」の提出を求める請願、および「安全保障関連法案に反対する意見書」の提出を求める請願とほぼ同じ内容であります。

これら2本の請願は同議会にて総務文教委員会にて審議され不採択となり、本会議においても委員長報告が可決されましたので、結果はわかっているように思いますのでどうしてまた提出されたのか不思議に思うところではありますが、ただいま委員長報告に対して反対の討論がありましたので、賛成の立場から討論をいたします。

前回の討論と重複するところもあるかと思いますがお許しをいただきたいと思えます。

まず請願の中で「十分な審議を行うことなく成立した」とありますが、同法案の国会審議は衆議院、参議院それぞれ100時間を超え合わせて210数時間となっております。これで十分とは言いませんがこれだけの時間審議されていることをまずお伝えいたします。

さて集団的自衛権の合憲性につきましては前回の討論で詳しくふれましたので、今回は今なぜ安全保障関連法が必要なのかについて首相官邸ホームページを参考に述べてみたいと思えます。

安全保障に関して私たちがおかれている状況、すなわち日本の安全保障環境はますます厳しさを増しております。

例えば平成24年9月以降、中国「海警」などの公船がほぼ毎日、沖縄県・尖閣諸島

周辺の接続水域に入るようになり、最近でも毎月3回程度領海侵入を繰り返しております。

また航空自衛隊機による緊急発進（スクランブル）も増加しており、平成26年度は943回と過去最高だった冷戦期（昭和59年の944回）の水準と肩を並べてまいりました。平均して1日2.5回緊急発進していたこととなります。

また海上では東シナ海の公海上において警戒監視中の海上自衛隊護衛艦「おおなみ」搭載ヘリに対する、中国海軍艦艇「ジャンカイ1型フリゲート」からの火器管制レーダーの照射が疑われる事案も発生しました。

そのほか北朝鮮による核実験や弾道ミサイルの発射などの脅威もあります。

そして世界ではテロ事件も多発しており過去10年間で2倍以上に増加し死亡者数も約2倍と増加しております。

日本は平和で安全な社会を引き続き発展させていくためにはこれらの脅威に対応していく必要があります。それには紛争を未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることが必要であります。平和安全法の目的の一つがこの抑止力を高めることでもあります。

外国では日本の法律は通用しません。また日本の警察官も活動できません。したがって自分の主張を實力をもって実現しようとする国や勢力に対しては、まずは国際法や外交を通じた話し合いで、あるいは日本と考え方や利害をともにする第三国と協調してそうした外国の理解を深め協力関係を深める努力が必要です。そして自分の主張を實力をもって実現することが、却って自分自身を利さないことをわかってもらうことで行動の鎮静化を期待し、相手の行動を未然に防ぐというのが抑止力の考えであります。

この安全保障関連法は日本に対する攻撃あるいはその可能性を未然に摘むために日本自身がすきまのない体制を構築し、また日本の防衛に不可欠な日米安保体制を強化することを目指し、日本と国際社会の協力を高め、一層の貢献を行うことを目的としております。

日米安保条約は日本の安全保障の基軸であります。米国はこの条約により日本の施政下にある領域における日本への武力攻撃がある場合には、共通の危険への対処行動をすることになっております。しかし日本はこの条約があるからといて自らを守る努力を怠ってよいのでしょうか。米国兵士が自国米国ではなく日本のためにリスクを冒しているときに、もし日本が自ら可能な行動をとらなかったら、その兵士の配偶者や子供、親や親友たちはどう考えるでしょうか。「日米安保があるから米軍が行動するのは義務だ」とか「日本が自らそうした行動をとることは、ほとんどの憲法学者が憲法違反だと言っているからできないのだ」と言われてなるほど仕方ないと納得するでしょうか。

現実に今米国でおこなわれている大統領予備選のトランプ候補はこの日米安保について、「日本ただのり論」を言っております。

もし日米安保条約がない状態を想像してみましょう。日本は想定される脅威に対して十分な戦力をすべて自ら持つことにするのでしょうか。その場合現行憲法との整合性はどうでしょうか。あるいは攻撃を行う外敵に「日本国民は日本国憲法の前文に書かれているとおり、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼している、」と説得を試みるのでしょうか。大体、自国の運命と安全を他国の善意に任せるなんて国が世界中にあるのでしょうか。例えばここに具体的な国の名前を入れてみるとこうなります。

「平和を愛する北朝鮮の皆さんの公正と信義に信頼して我々の安全と生存を保持しよう」と決意した。」となります。日本国民の命を北朝鮮に預けましょうということに賛成する日本人がいるのでしょうか。世界のほとんどの国は善意に頼っていいと思いますが、たとえ1国でも善意に頼れない国があれば私たちの安全は破壊されます。

映画「海難1890」というのを観ました。

1890年に和歌山県沖でトルコ軍艦「エルトウルル号」が遭難した際に地元住民が献身的な救助活動を行い69人を救助しました。

それから95年後の1985年3月、イラン、イラク戦争が勃発しイラクのフセイン大統領が民間航空機を含めイラン領空のすべての航空機を攻撃対象とすることを発表したため、イランからの脱出を希望する200名以上の日本人が危機にさらされました。しかし法制上当時の自衛隊法は海外の日本人を輸送するための自衛隊の活動を想定しておらず、自衛隊の派遣はできませんでした。そこで日本政府がトルコ政府に働きかけた結果、日本人はトルコ人より先にトルコ航空の旅客機により脱出できました。パイロットや客室乗務員というトルコの民間人が危険を承知でテヘランに行ってくれたのでした。その背景には1890年のエルトウルル号の恩に報いるという精神があったといわれております。

日本は国際貢献と国際ビジネスの最前線に立つ邦人が危機に陥ったときその救出を長い間他国に委ねてまいりました。国際化を果たし海外に居住する邦人の数がおおよそ129万人にもなり、また海外に出国する邦人の数はピークの平成24年度の約1849万人から少し減少をしておりますが平成27年度では今までに1621万人おります。このような国においていざという時の自国民の救出を他国に委ねると

いう異常な事態が続いておりました。

自国の国民の安全の確保を、他国に委ねるといえるのは独立国の姿といえるのでしょうか。

憲法学者がこの法案を違憲というのはいませんが、違憲、違憲と叫んで肝心の国民の命はどうなるのでしょうか。もし憲法学者の多数決で国家の政策がきまるとしたら、多くの憲法学者が違憲とする自衛隊の存在も否定されます。日本と日本人はこの厳しい東アジア情勢の中で丸裸になり、海外での邦人の安全確保や救出は夢のまた夢となります。「憲法残って国滅ぶ」では困ります。政治は国民の生命財産を守らなくてはなりません。

作家の百田直樹氏は「日本遥かなり」の後書きでこのように述べております「私は本書の取材で海外で活動する多くの邦人にこんなことを教えられました。それは海外で危機に陥ったとき外国人は「心配するな、必ず国が助けにきてくれる」と信じており、一方日本人は「絶対に国は助けてくれない」そう思っているということです。外国で暮らせば日本が一番大切なものを忘れた国であることはすぐにわかりますよ」と。自国民の命という何物にも代えがたい貴重なものを他国に委ね続けてきた戦後日本。もし逆に誰かの命をわが身に委ねられたとき、私たち現代日本はいかなる態度と行動を示すことができるのでしょうか」と。

この法案では邦人を救出するためには「救出作業を行う地域に権力が及んでいる受入国の同意が必要」などの条件がありますが、世界の普通の国に一步近づく法案であります。

自由と独立は断じて与えられるものではありません。自由と独立は絶えず守らねば

ならない権利であり、言葉や抗議だけでは決して守りえないものであります。この法案は戦争をするためではなく、戦争を抑止し、外国に占領されたりすることがないようにするのが目的であります。

最後にこの法案成立に対する諸外国の反応を見てみると、まず米国は2015年1月19日にオバマ大統領が「平和安全法制の成立に祝意。同法案は日本の防衛能力を高めるものであり、地域、世界において日米連携をさらに広げていくことが可能になった」と述べております。

英国では2015年9月15日にハモンド外相とファロン国防相が「日本の最近の平和安全法制を歓迎。日本が世界の平和、安定及び繁栄を確保するため、より一層積極的な役割を担うことを支持」と述べております。

またアジアにおいては、2015年11月19日にフィリピンのアキノ大統領は「平和安全法制に関する安倍総理のリーダーシップに敬意。世界平和と安定へのさらなる日本の貢献を期待」と述べ、インドネシアでは2015年11月22日にジョコ大統領が「安保法制について地域の平和と安定に貢献する非常に良いものであると確信」と述べております。

そのほか、ドイツ、オーストラリア、オランダ、EU、バングラデッシュ、スリランカ、パプアニューギニア等々の国々も賛意が寄せられております。

議員各位におかれましてはこれらをご理解いただき、請願第6号「安全保障関連法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願につきました総務文教委員長の報告通りご賛同賜りますようお願い申し上げ賛成討論といたします。